

市民の声を政策に

6月1日、勘兵衛新田自治会館において、伊奈東地区市民対話集会を実施しました。

当日は、勘兵衛新田自治会のみなさんをはじめ多くの方々に参加していただき、市から出席した市長、副市長、教育長などと活発な意見交換が行われました。

集会では、環境問題、教育問題など幅広い分野での意見交換が行われました。提案されたご意見は、今後の市政運営にできる限り反映したいと考えています。

なお、主なご意見および市の回答を紹介します。

【ご意見】伊奈地区では、自治会などによって維持管理されている防犯灯がある。これを市に移管したい。

【回答】市において防犯灯の設置要

綱が定められており、設置にあたって次の基準があります。

- 1 国道および県道沿いの道路
- 2 1級および2級市道
- 3 児童生徒の指定通学市路
- 4 主要幹線道路

以上4種類の道路に、おおむね60メートルの間隔で設置する。

この基準に適合する防犯灯については、今まで自治会などで負担していた電気料を含む維持管理を市と地元自治会とが協議し、見直しをしていきたいと考えています。

※ 防犯灯に関する場合は、谷和原庁舎生活環境課（内線8137）にお問い合わせください。

市では皆様の意見を市政に反映するため、今後も、このような対話集会を続けていきます。対話集会に関する場合は、伊奈庁舎秘書広聴課（内線1201～1203）にお問い合わせください。



活発な意見交換が行われた対話集会

都市計画に関する公聴会を開催します

市公共下水道の変更案を作成するため、住民の皆さんからご意見をいただく都市計画広聴会を開催します。

■変更を予定している案件

つくばみらい市公共下水道の変更

都市計画公聴会では、上記案件に対して意見を述べることができます。

意見を述べることを希望する方は、下記の公述申出書提出期間中に公述申出書を提出して下さい。なお、公述の申し出がない場合は、公聴会は開催されません。

■公聴会

日 時 8月22日(金)午後2時
場 所 市役所 谷和原庁舎 第3会議室
(つくばみらい市加藤237番地)

■公述申出書の提出期間

8月7日(木)～15日(金)までに郵送(必着)または直接

■関係図書の閲覧

期 間 8月7日(木)～21日(木) ※閉庁日を除く
場 所 茨城県都市計画課または市都市計画課

■提出先

茨城県知事 橋本 昌(茨城県土木部都市局都市計画課扱い) াতে

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

■関係図書の閲覧場所および問い合わせ先

茨城県都市計画課 ☎029-301-4588 (直通)
市都市計画課 ☎58-2111 (内線8161)

